

お知らせ

## 令和5年度住民健診

保健課食育・健康対策係 ☎ 75-4960

今年度から住民健診が事前予約制となります。

5月22日（月）予約受付開始

※詳しくは全戸配布の「うきは市住民健診パンフレット」または市ホームページをご覧ください。



お知らせ

## うき“歯”の検診（歯周病検診）

保健課食育・健康対策係 ☎ 75-4960

歯と口の健康を守ることは、全身の健康を守ることに繋がります。ご自身の歯で美味しく食べて、毎日を健康に過ごすために、うき“歯”の検診を受けましょう!!

**対象** うきは市に住所を有し、次の年齢要件に該当する方（令和6年4月1日時点の年齢）40・50・60・70歳

**期間** 令和5年5月1日～令和6年3月31日 ※今年度対象の方には、案内通知を送付しています。

**料金** 自己負担額 無料

受診方法

個別に送付した案内通知（受診券）と本人確認資料（保険証等）を持って案内通知に同封している歯科医療機関リストを参照し受診ください。（受診前に必ずご予約ください）

お知らせ

## 後期高齢者医療 歯科健診のお知らせ

市民生活課国保・年金係 ☎ 75-4973

後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健診を実施します。

**対象** 本年度76歳～80歳になられる方（昭和18年4月1日～昭和23年3月31日生まれ）※長期入院および一部の施設入所者の方は除く

**期間** 6月～12月まで（歯科医院の休診日を除く）

- ・受診券の送付時期  
5月下旬に広域連合より送付

- ・受診方法  
受診できる歯科医院は、福岡県後期高齢者医療広域連合指定の歯科医院です。

**持物** 「受診券」「被保険者証」「自己負担金 300円」

お知らせ

## 後期高齢者医療 健康診査のお知らせ

市民生活課国保・年金係 ☎ 75-4973

生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。

**対象** 被保険者

- ※長期入院者、一部の施設入所者を除く
- ※生活習慣病の治療を受けている方も対象

- ・受診票の送付時期  
4月末現在で被保険者の方…4月下旬  
5月以降に75歳になる方…誕生月の10日頃
- ・受診方法  
かかりつけ医または前回健康診査を受けた医療機関等に、後期高齢者健康診査が受診できるか確認して予約。

**持物** 「被保険者証」「受診票」「自己負担金500円」  
市の住民健診では無料受診ができます。

**問** 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎ 092-651-3111/FAX092-651-3901

# がん患者の アピアランスケア 推進事業助成金

うきは市では、がん患者の皆さまの治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるよう、「がん患者のアピアランスケア推進事業」を実施しています。

がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化を補うため、購入した医療用ウィッグや補整具等の費用の一部を助成します。

**対象者** 助成の対象となる方は、次の項目すべてに該当する方です。

- ・申請時点でうきは市に住民票がある
- ・がんと診断され、現にがんの治療を受けている、または過去にがん治療を受けた
- ・県内他自治体から同様の助成を受けたことがない



うきは市 HP

**対象の用具および助成金額** 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入したものが対象

区分	用具	助成額
医療用ウィッグ等	医療用ウィッグ（医療用でないものは不可） 装着ネット、毛付き帽子	左の用具の購入費（税込）の1/2 （千円未満切捨て） 上限2万円
補整具等	補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ）、 エピテーゼ（補整用人工物）	左の用具の購入費（税込）の1/2 （千円未満切捨て） 上限1万円

※個数制限なし

※助成は各区分ごとに1人1回

助成対象外

- ・医療保険や他の公的補助制度を活用できる用具
- ・付属品並びにケア用品（クリーナー、リンスおよびブラシ等）
- ・購入費以外の費用（交通費および郵送費等）

## 申請方法

申請書（うきは市がん患者のアピアランスケア推進事業助成金交付申請書）に必要事項を記入して、右の4つの添付書類を添えて、保健課（市役所西別館）まで持参または郵送してください。

- ・がん治療を受療していることがわかる書類の写し（診療明細書、お薬手帳など）
- ・用具の購入に係る領収書およびその明細書の写し（宛名＜助成対象者ご本人＞、購入日、購入金額、購入物がすべて記載されているもの）
- ・申請者と助成対象者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証等）
- ・助成金の振込口座の通帳の写し

**申請期間** 令和6年3月31日まで

※がん治療や症状悪化等のやむを得ない事情により、期限までに申請できない場合は、保健課 食育・健康対策係（☎0943-75-4960）にご相談ください。

申請書送付先および問合せ  
〒839-1393 うきは市吉井町新治 316  
うきは市役所 保健課食育・健康対策係  
☎0943-75-4960 FAX0943-75-4963  
メール kenkou@city.ukiha.lg.jp